

地域地球温暖化防止活動推進センターによる

地域脱炭素化のための 中小規模事業者支援 参考事例集



2021年度版

INDEX

はじめに	03
2021 年温対法改正の内容・ポイント	04
中小規模事業者の脱炭素化の必要性／事業者支援について	06
改正温対法における各主体の役割／	07
脱炭素化を進める地域の主体	
脱炭素化を進める各主体との連携体制の構築	08
第 1 章 事業者支援として期待されていること	09
脱炭素経営の目的に関する情報／補助金制度などに関する支援情報	10
経営目標に関する情報	11
人材情報の提供／教育用資料・データの提供	12
第 2 章 地域センターとしての事業者支援	13
地域センターによる事業者支援の現状と課題	14
地域センターとしての脱炭素化支援	18
中小規模事業者向け脱炭素化支援の実施例	19
全国センターによるフォロー体制	20
第 3 章 地域センターによる事業者支援実践事例	21
事例 1 - 山形県地球温暖化防止活動推進センター	22
事例 2 - 福岡県地球温暖化防止活動推進センター	24
事例 3 - 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター	26
事例 4 - 大阪府地球温暖化防止活動推進センター	27
事例 5 - 長野県地球温暖化防止活動推進センター	28
事例 6 - 新潟県地球温暖化防止活動推進センター	29
中小規模事業者に関係する団体リスト	30



はじめに

持続可能な社会の構築に向けて、今こそ一歩を。

2021 年 11 月に開催された COP26 において、産業革命以降の気温上昇を 1.5℃ に抑える努力を追求することに合意しました。2015 年パリ協定で「2℃を十分に下回る水準に抑制し、1.5℃ に抑える努力を追求する」としていた長期気温目標と比べ、一歩踏み込んだ内容となりました。

また、我が国においても、「2050 年カーボンニュートラル目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを目指す。さらに、50% の高みに向けて、挑戦を続けていく」を宣言するなど、大きな転換期を迎えています。

2021 年、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）が一部改正されました。この改正では、2050 年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定め、なかでも、「脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推

進等」については、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下、「地域センター」）が事業者向けの啓発・広報活動の役割を担うことが追加されました。

2050 年カーボンニュートラルに向けては、事業者、自治体、国民などあらゆる主体が目指すべき脱炭素社会を理解し、対策行動に取り組むことにより、事業内容やライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが必須です。地域においても、地域課題の解決と地方創生に資する「地域脱炭素」の実現を目指し、地域の特性や情報、連携を活かして取り組むことについて、より一層の強化が求められています。

地域脱炭素は、地域の成長戦略であり地域資源を最大限活用することで実現可能なものである一方、地域の主体、特に産業・経済の主役である中小規模事業者が脱炭素へと移行することが必要となります。

この事例集が、地域で持続可能な脱炭素社会を実現する体制（ネットワーク）の構築と、中小規模事業者が脱炭素に移行する一歩を踏み出す支援の一助となれば幸いです。

ここが変わった！

2021年温対法改正の内容・ポイント

温対法って？

地球温暖化対策の
推進に関する
法律(温対法)とは

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律のこと。温暖化対策推進法、温対法とも呼ばれており、1998年10月9日に公布されたもの。

どう
変わった？地球温暖化対策推進法
の一部を改正する
法律案の概要

2020年秋に宣言された2050年カーボンニュートラルを基本理念として、法に明確に位置付けるのに加え、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再エネを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を措置するものです。

なぜ今
改正された
のか2021年改正の
背景と全体像

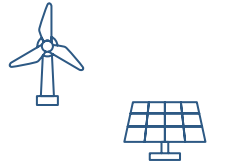
- ▶ 我が国は、パリ協定に定める目標(世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続)等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言。
- ▶ 地域では、国の宣言に先立ち、2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加。
- ▶ 企業では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加。サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及。

改正の内容 01 地球温暖化対策の基本理念

パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言
等を踏まえた基本理念の新設

基本理念を追加し、地球温暖化対策の推進は、パリ協定の2℃・1.5℃目標を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないものとする。(第2条の2)

改正の内容 02 地域の脱炭素化の促進

地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を
推進するための計画・認定制度の創設

1. 都道府県の実行計画制度の拡充

- ① 実行計画の実効性を高めるため、都道府県・政令市・中核市の実行計画において、再エネ利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を追加する(第21条第3項)。
- ② 都道府県の実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、(地域脱炭素化促進事業について市町村が定める)促進区域の設定に関する基準を定めることができる(第21条第6項及び第7項)。

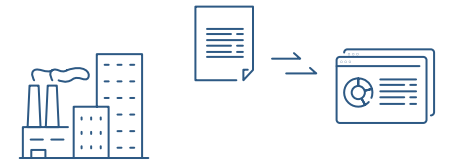
2. 市町村による実行計画の策定

- ① 市町村(指定都市等は除く。)は、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努めることとする(第21条第4項)。
- ② 市町村は、①の場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとする(第21条第5項)。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- ① 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができる(第22条の2)。
- ② ①の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、関係許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった特例を受けることができる(第22条の5～第22条の11)。

改正の内容 03 企業の脱炭素経営の促進

脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報の
デジタル化・オープンデータ化の推進等背景及び
方向性

- ▶ 企業の温室効果ガス排出量の算定報告公表制度は、現状、紙媒体中心の報告であり、報告から公表まで約2年を要し、また、企業単位の情報は公表されるが、事業所単位の情報は、開示請求の手続を経なければ開示されない仕組みとなっていることも踏まえ、制度における情報活用を一層促すための措置が必要。
- ▶ また、地域地球温暖化防止活動推進センターと地方環境事務所が連携しつつ、地域企業の脱炭素経営の支援を推進していくことも重要。
- ▶ これを踏まえ、企業の脱炭素化に向けた取組状況の見える化や、地域企業の支援のための措置を講じ、企業の脱炭素経営を促進。(2022年度の報告分より、排出量の電子報告率を100%に、報告から公表までの期間を2年から1年未満に半減することを目指す。)

注目！

改正内容

- ▶ 企業の排出量等の情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を促進するべく、企業の温室効果ガス排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる事業所管大臣への報告を原則(※)とするとともに、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された各企業の温室効果ガス算定排出量の情報について、事業所ごとの排出量情報等を含め、遅滞なく公表するものとする。これに伴い、事業所ごとの排出量情報等に係る開示請求制度を廃止する(第29条、第30条、第31条及び第32条)。

※電子報告の義務化は、省令改正含め対応。(→ 法改正と併せて、報告者・情報利用者の双方に利便性の高いシステムの構築を推進)
- ▶ また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に係る事業者向けの啓発・広報活動を明記(第38条第2項第1号)。

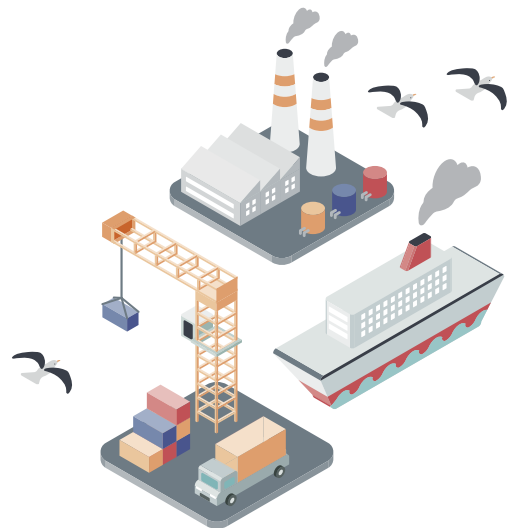
注目！

目標

2050年までの脱炭素社会の実現を牽引・2030年に向けた取組を加速

中小規模事業者の脱炭素化の必要性

中層規模事業者の脱炭素化がなぜ必要か



2050年カーボンニュートラルを達成するためには、今後30年のうち、この5年間、10年間の取組が重要となります。また、脱炭素化の動きにいち早く対応することが、地域の成長戦略に対応することになり中小規模企業事業者の成長にもつながります。

現在、グローバルに展開している企業を中心に、RE100（再エネ電力100%）への参加やSBT（科学的な中長期目標）の認定取得、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく気候関連情報の開示等の脱炭素経営に向けた企業の取組が急速に広がっています。この流れを受けて、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出量だけでなく、原材料・部品調達や製品の使用段階も含めた排出量を削減する動きや、金融機関の融資先の選定基準に地球温暖化対策への取組状況が加わるケースが増えています。

温対法の改正を受けて、中小規模企業事業者にとっても、光熱費・燃料費削減といった温室効果ガス排出量削減の取組のみならず、売上の拡大や金融機関からの融資獲得といった本業に関連したメリットを検討しながら社会の変化に対応する脱炭素経営を推進していくことが必要となります。

事業者支援について

温対法における事業者支援とは、経済界等各界・地方公共団体・NPO等の活動を後押しし、地域の中小規模事業者等の脱炭素化に向けて、地域の特色に合った地球温暖化対策の拡大・定着を図ることです。具体的には下記のような支援が想定されます。

- ✓ 地域の脱炭素化の中核を担う主体（自治体や経済団体）との連携構築
- ✓ 情報収集・提供
- ✓ 事業者に対する教育・啓発活動
- ✓ 事業者に対する相談や助言等活動の支援
（区域内における温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置）
 - ・地域の事業者の脱炭素化を促進する研修
 - ・地域の中小規模事業者対象の脱炭素支援セミナーの開催
 - ・脱炭素化に関する個別相談・指導
 - ・ガイドブック等の提供 など

温対法における事業者支援とは？

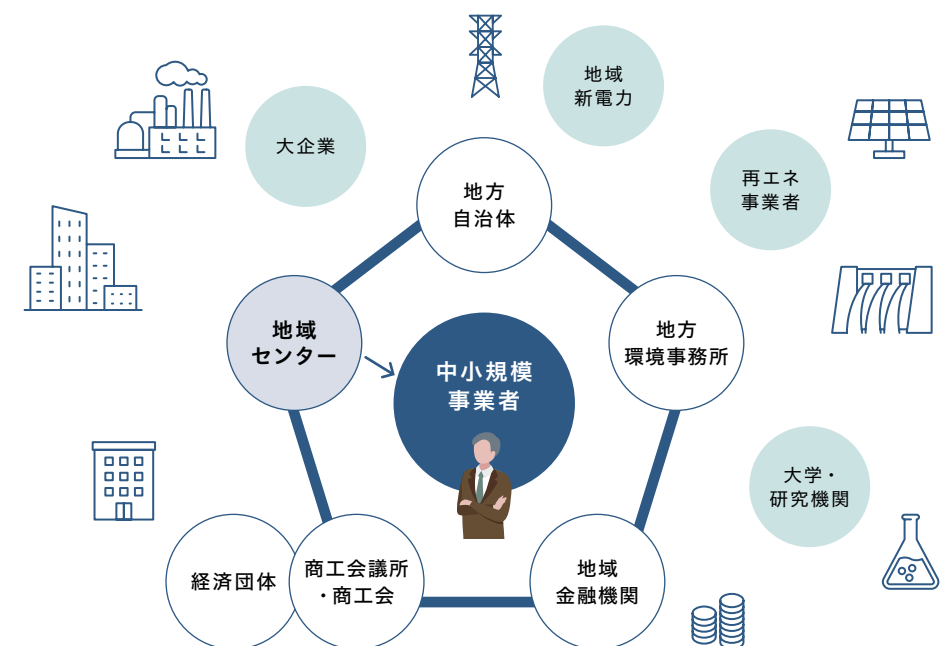


改正温対法における各主体の役割

主体	主な責務等
国（環境省）	・温室効果ガスの排出の量の削減等のための地方公共団体の施策を支援し、事業者、国民又は民間団体の活動促進のための普及啓発、必要な資金の確保、助言等（法第3条） ・地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進（法第19条） ・全国センター、地方公共団体等との連携を図りつつ、知識の普及及び活動の促進（法第41条）
地方公共団体	・温室効果ガスの排出の量の削減等のため区域の事業者又は住民の活動促進のための情報提供等（法第4条） ・温室効果ガスの排出の量の削減等のため区域の総合的かつ計画的な施策を策定し、実施（法第19条）
事業者	・事業活動における温室効果ガスの排出の量の削減等、国及び地方公共団体が実施する施策への協力（法第5条） ・国民が日常生活において利用する製品の製造・輸入・販売、役務の提供を行うに当たっては、排出の量がより少ないものの製造等を行う等（法第24条）
全国センター （環境大臣が指定）	・温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての二以上の都道府県の区域における啓発活動や民間活動の支援等、日常生活における対策の調査研究や情報提供等、地域センター事業の連絡調整、地域センターに対する研修や指導等（法第39条）
地域センター （都道府県知事、指定都市・中核市の長が指定）	・区域内における温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動や民間活動の支援等、照会・相談や助言等（法第38条）

脱炭素化を進める地域の主体

地域の脱炭素化の中核を担う主体（自治体や経済団体）との連携構築について、例を表したのが、以下の図です。地域センターは、各主体と連携して、地域の中小規模事業者の支援を行うことが期待されています。



脱炭素化を進める各主体との連携

地域の脱炭素化を進めるにあたっての例を示します。中核的役割を担う主体に対して、協力や連携を取りつけるための説明会を実施するなどで体制を構築します(STEP.1)。その後に、地域の中小規模事業者に対し、脱炭素経営に係るセミナー（STEP.2）や相談内容に応じた助言等の支援(STEP.3)を行う等で具体的な脱炭素化を進めていきます。



その後の脱炭素化支援のポイント

地域の中小規模事業者の脱炭素化を
地域センター中心の連携体制で
伴走して進める

第1章 事業者支援として 期待されていること

事業者が地域センターに求める情報

地域の脱炭素化を進める事業者支援として地域センターに期待される情報提供について、地域センターを対象に行ったアンケート調査結果より5つの項目に整理して、情報提供に活用できるサイトやツールを紹介します。

01 脱炭素経営の目的に関する情報

環境省「脱炭素ポータル」は、カーボンニュートラル実現に向けて、様々な情報を発信する環境省のポータルサイトで、脱炭素経営に関する最新の情報なども自治体・企業・市民の皆さまに向けて発信しています。

また、環境省ウェブサイト内には、中小規模事業者向けに脱炭素経営のメリットや具体的な事例、削減計画の策定手順などをまとめた「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック（画像右）」や、脱炭素経営に向けて企業経営者にインタビューした動画なども公開されています。

▶ 中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック

https://www.env.go.jp/earth/SMEs_handbook.pdf



○ 情報提供サイト

▶ 環境省「脱炭素ポータル」



https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/private-sector/

▶ 環境省「企業経営者インタビュー動画」



<http://www.env.go.jp/earth/carbon-neutral-messages/>

02 補助金制度などに関する支援情報

環境省「エネ特ポータル」は、脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等が掲載されている情報サイトです。

○ 情報提供サイト

▶ 環境省「エネ特ポータル」



<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

<エネ特ポータルでできること>

○ 補助・委託事業を探す

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。

補助対象や事業形態、支援対象、キーワードなどから事業を検索することができます。

○ 申請フローについて知る

補助・委託事業の申請フローのほか、活用事例やパンフレットを見ることができます。

03 経営目標に関する情報

ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定(※)など「脱炭素経営」に取り組む事業者として脱炭素社会に対応する経営目標の設定が求められています。また、脱炭素経営に取り組む日本企業を後押しするため、こうした企業の取組が投資家等から適切に評価される環境整備が必要とされています。

中小規模事業者に対する経営支援として、必要な情報とはどのようなものでしょうか。例えば、脱炭素経営によって期待されるメリットとしては以下のものが挙げられます。

脱炭素経営のメリット



- ✓ 優位性の構築（自社の競争力を強化し、売上・受注を拡大）
- ✓ 光熱費・燃料費の低減
- ✓ 知名度や認知度の向上
- ✓ 脱炭素の要請に対応することによる、社員のモチベーション向上や人材獲得力の強化
- ✓ 新たな機会の創出に向けた資金調達において有利に働く

※中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブックより抜粋

気候変動に関する目標設定*

TCFD (TCFD 宣言に基づく気候関連情報の開示)
SBT (科学的な中長期の温室効果ガス排出削減目標)
RE Action (再エネ100宣言への参加)



○ 情報提供サイト・ツール

▶ 環境省「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」



<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。環境省ホームページ「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」には、報告に関する計算方法やツールについてわかりやすく案内されています。

▶ 環境省「再エネスタート」



<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/>

環境省「再エネスタート」、「REPOS」は再エネ導入促進のための情報を提供するサイトです。

▶ 省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」



<https://www.shindan-net.jp/>

中小規模事業者を対象とした「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせた診断ができるホームページです。

▶ 環境省「REPOS（リーボス：再生可能エネルギー情報提供システム）」



<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>

04 人材情報の提供

事業者支援における専門家として想定される人材として以下の方々が挙げられます。

専門家人材

○中小企業診断士

中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家。法律上の国家資格として、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録しているものです。企業の成長戦略策定やその実行のためのアドバイスが主な業務ですが、中小企業と行政・金融機関等を繋ぐパイプ役、また、専門的知識を活用しての中小企業施策の適切な活用支援等幅広い活動を行っています。

▶ 一般社団法人中小企業診断協会



<https://www.j-smeca.jp/index.html>

○エネルギー管理士

エネルギーの使用の合理化に関して、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視、その他、省エネ法第11条に基づき、経済産業省令で定める業務の管理を行う専門家です。

- 地球温暖化防止活動推進員
(資格を持って活躍されている方もいます)
- 環境カウンセラー
- エコアクション21 審査人
- 省エネに関する専門家

- ほか、
- 技術士
- 建築士
- 大学教員
- ファイナンシャルプランナー



05 教育用資料・データの提供

企業のまず第一の目的は安定的な経営です。自社の利益を確保しつつ脱炭素という視点を入れていくには、まず自社にとって利益があることは何か、社会的な地位が向上することは何か、ビジネスモデルとして今後数十年先の長期的視野をもってビジネスになりうる脱炭素経営を取り入れていくことが大切です。自社の現状を知り、取組導入によってどの程度のCO₂削減につながり脱炭素経営に近づくか、また事業所で働く人々のモチベーションを向上させるにはどのような資料やデータが必要か検討し、準備していく必要があるのです。



想定される 資料・データ

- ✓ 自社にとってのメリット
- ✓ 地域を生かしたビジネスモデルへつなげるための基本情報
- ✓ 事業所で働く人々のモチベーションを向上させるための情報・データ

第2章 地域センターとしての 事業者支援

地域センターによる 事業者支援の現状と課題

事業者との連携・支援において、各地域センターでは、現在までにどのような取組を行ったのか、また取組を実施する際に課題となったのはどのようなことなのか、調査とヒアリングを基に整理しました。

脱炭素経営に資する事業者支援における、地域センターの現状について

脱炭素経営に資する事業者支援において、現在の地域センターの対応状況としては、以下のものが挙げられます。

事業者支援として実施していること

1. 教育資料の作成や参考データ・情報の収集・整理・提供
2. 幅広い人材情報の蓄積と提供(人材バンク)
3. 地域の特性(気候、人口動態、環境意識など)に関する情報収集・整理
4. 地域の経済、産業や再生可能エネルギー資源の状況などに関する基礎的な情報収集・整理
5. 補助・支援制度の情報収集・整理
6. 事業者からの相談受付・アドバイス

「1. 教育資料の作成や参考データ・情報の収集・整理・提供」「6. 事業者からの相談受付・アドバイス」に関しては、既に対応しているセンターや次年度以降の対応について検討しているセンターが多く見られましたが、一方で、「2. 幅広い人材情報の蓄積と提供（人材バンク）」に関しては、現在是对応できておらず、今後の対応策を検討中といった声が聞かれました。また、「3. 地域の特性（気候、人口動態、環境意識など）に関する情報収集・整理」については既に対応しているというセンターは少ないため、地域の特性に関する情報を交え、その地域だからこそ効果が出ると考えられるデータを事業者に提示することによって、さらなる地域の脱炭素化が加速されることが期待されます。

地域センター ヒアリング からのご意見



全体的な所感としては、事業者や関係団体、自治体も地域の事業者による脱炭素経営の取組に対して前向きな状況だが、具体的にどうするかという点、地域センターとして何をやっていくのが明確になっていない点が課題に挙げられました。まずは関連団体との連携も踏まえて事業者向けのセミナー等を開催することでつながりを作りたいと考えているが、具体的にCO₂削減などの取組を始めるにあたっての専門的な質問に対しては、地域センターでの対応が難しいという声が聞かれました。

また、そのほかの取組として、小規模事業者向けの環境家計簿を、自治体ウェブサイト内で広報を行い、使ってもらおうことを考えているというセンターもありました。

セミナーの開催としては、事業者の省エネに関するセミナーの講師などを、省エネセンターや環境カウンセラー協会等から呼んで実施することを考えているものの、他の地域センターで蓄積された連携体制、アドバイザーの確保などのノウハウを提供してほしいという声もいただいています。

地域でできることを模索しつつ、他の地域センターの事例を参考に進めていきたいという前向きな声が多く聞かれました。

事業者支援を推進する上で解決すべきポイント

地域センターへの調査結果とヒアリングを通して、事業者支援事業を立ち上げ、成功に導くためには、次の4つのポイントを考慮する必要があることが見えてきました。

ポイント 01

関係団体との連携構築



地域の脱炭素化を進めるにあたっては、中核を担う関係団体との連携構築がまず大切です。地域にどのような関係団体がいるのか、どのようにつながり、連携構築すると効果的か、地域の特性と併せて考慮する必要があります。

ポイント 02

自治体との連携強化



自治体は、脱炭素宣言（二酸化炭素排出実質ゼロ表明）等を通して、地域の実行計画をもとに推進しています。地域の補助金や助成金情報をいち早く共有するためにも、自治体との連携強化は不可欠です。

ポイント 03

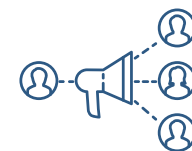
人材ネットワークの構築・育成



セミナーを開催する、何らかのアセスメント診断を行う、相談会を開催する。いずれの場合にも不可欠となるのは、その分野の専門的な知識を持つ人材です。事業者支援を実装するために必要な人材とのネットワークをどのように構築するかは重要なポイントです。

ポイント 04

情報発信力の獲得・強化

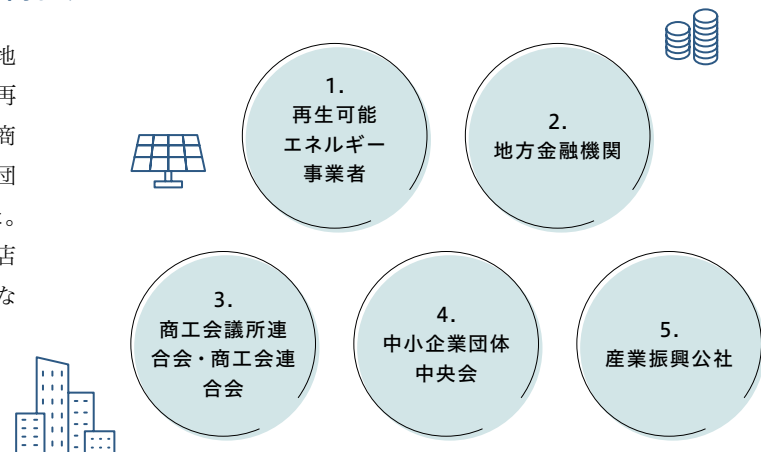


脱炭素経営に向けた最新の情報、気候や人口動態や環境意識など、地域の特性に関する情報、産業や再生可能エネルギー資源ポテンシャルなど、地域の経済に関する情報、補助・支援制度の情報をいち早く発信できる体制を構築することが望まれます。

関係団体との連携構築

地域の中小規模事業者・関係団体等との関わりについて

現在の地域センターにおいて、関わりのある地域の中小規模事業者等の関係団体としては、再生可能エネルギー事業者、地方金融機関、商工会議所連合会・商工会連合会、中小企業団体中央会、産業振興公社が多く挙げられました。その他、各種経済団体、地域共同組会、商店街連合会、経済同友会、中小企業家同友会などといった関係団体も挙げられました。



ヒアリングによる声

センターの運営委員会や県の部会で、中小規模事業者に関連する商工会議所や商工会、青年部など、既存の関係性から繋がりを拡充したいという声がありました。また、SDGsとの関連で既に構築されている関係性を発展していきたいという声もありました。さらなる関係性の発展に向けて、具体的にどのように取り組めば良いか、という課題も聞かれています。

一方で、商工会を通して企業へ呼びかけを行ったことがあるが、反応がなく、関係構築が難しいといった意見もありました。まず第一歩を踏み出すために、どの程度の規模をターゲットに、どのようなアプローチが効果的か、具体的な声かけの方法が知りたいという声もありました。

連携構築の第一歩として関係団体に訪問する際は、地域センターの指定自治体の担当者と一緒に訪問すると効果的だった、という工夫を教えてくださいましたセンターもありました。

関係団体とのスムーズな連携構築のために、商工会議所等の全国組織については、まず全国センターが連携をとってもらえると声がかかりやすい、という要望も聞かれました。

全国センターでも、中央の組織から地方組織に広がる様、連携を構築していきます。

自治体との連携強化

ヒアリングによる声

地域センターと指定自治体との連携強化も課題のひとつです。自治体からは「地域センターにアドバイスなどのコンサル等の役割を担ってほしい」と要望されているという声がありました。また、基礎自治体からの相談を受けることも増えてきていること、地域の脱炭素ハンドブックの制作の相談を持ち掛けられているという声もありました。

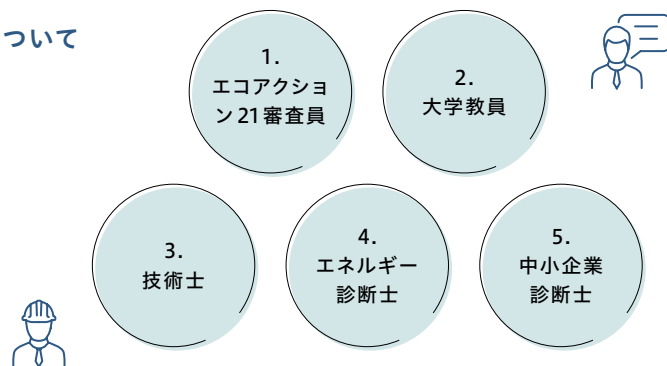
エコアクション登録事業者との連携をはじめとする「自治体が持っている既存の制度」を活用しつつ、環境部局のみならず、建設部局や商工部局との連携も視野に模索しているという意見も聞かれました。

全国センターでは、地域センター職員に対するニーズが高まっていることから、スキルアップを旨とした研修を企画していきます。

人材ネットワークの構築・育成

脱炭素経営に資する事業者支援の専門家との関係について

現在の地域センターにおいて、脱炭素化事業に資する業務実施に際し、相談できる専門家としては、エコアクション21審査員、大学教員、技術士、エネルギー診断士、中小企業診断士が多く上げられました。また、外部の専門人材との連携はもちろん、地域センター内部のスタッフのスキルアップも今後は必要になるという声も聞かれています。



ヒアリングによる声

現在行っている「うちエコ診断」の活用を模索しているという声が挙げられています。小さな事業所であれば、うちエコ診断の家庭部門と同等の相談対応ができるが、工場や中規模以上の事業所になると、対応が難しくなるのが実情。また、事業者からの相談内容は様々であり、業種によって相談内容も変わるので、業種分野別で相談を受けられるような体制があると良い、というご意見が聞かれました。また、地域センターと密接な関わりがある、地球温暖化防止活動推進員との連携についてもご意見がありました。推進員であるうえに、専門資格を持った人もいるので、事業者の要望に合う方につなぎたいと考えているセンターも見られました。

事業者支援を行うにあたり、外部の専門的な人材とつながるためにも、地域センター職員の能力開発や知識の向上が必要となります。また、全国や地域にはどのような専門家がいてどのような協力が得られるのか、連携先の開拓や人材確保を行うための内部スタッフの確保が課題であるという声も挙げられています。また、内部で省エネ診断等実施ができる人や、事業者へ補助金の情報を発信できる人を育成することも大切であり、情報共有の場や研修を望む、という要望もありました。全国センターでは、地域の対応状況等も共有できる場の整備や研修で、地域センターの対応力の向上を進めていきます。

情報発信力の獲得・強化

ヒアリングによる声

中小規模事業者向けの省エネ診断や設備補助等については「補助金を利用すると、具体的にこのようなことが可能になる」という情報提供が、事業者にとってはまず初めの一歩となるのではないかと、という声が聞かれました。また、予算の確保が重要であり、そういった情報を地域センターが集約し、発信できる体制をとることが課題と見られます。加えて、関心のある事業者は自分から情報を収集すると思われますが、関心のない事業者にどのような発信をすると意識を変えるのに効果的なのか悩んでいるという意見もありました。

小さな事業者からは、設備投資を行う際の運用に関する相談をされているため、さらなる支援として補助金の申請書の書き方等についてのサポートやフォローも重要と考える声も聞かれました。

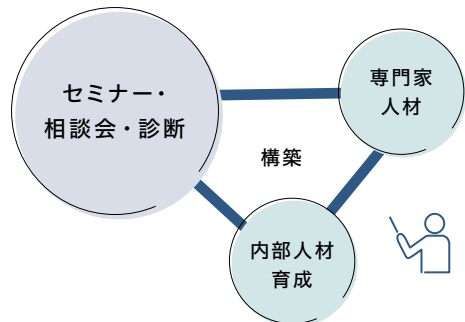
情報発信のサポートはもちろん、申請をする際のサポートが望まれているようです。

全国センターでは、各省の補助金情報等を集約して地域センターと共有することで、最新情報を共有できる体制整備を進めていきます。

地域センターとしての脱炭素化支援

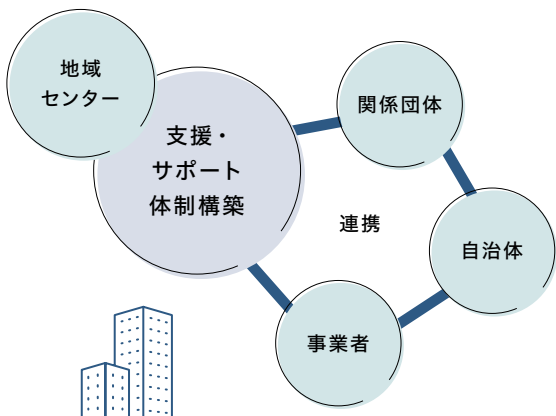
調査とヒアリングの声を踏まえて、中小規模事業者の脱炭素化支援の内容として、地域センターが実施すべきものとはどのようなものがあるか、支援事業の例を示します。

人材ネットワークの構築事業



セミナー、相談会を開催する。事業所の省エネ診断を行う。いずれの場合にも不可欠となるのは、その分野の専門的な知識を持つ人材です。脱炭素化支援を実施するために必要な人材の育成も含めた人材ネットワークを構築することで脱炭素化を支援します。

脱炭素経営促進ネットワーク化事業



事業者の脱炭素化に対する具体的な支援・サポート体制を地域で構築することで、各主体が持つポテンシャルを知り、連携・協働することで脱炭素化を支援します。

▶ 想定される支援・サポート

- ✓ 相談・アドバイス
- ✓ 計画の策定・見直しにおけるサポート
- ✓ 各種申請等の提出サポート

脱炭素化情報の収集・発信事業



地域の脱炭素関連情報や補助金情報等、各地域における事業者による最新の情報を獲得し、発信することで脱炭素化を支援します。

▶ 想定される情報

- ✓ 脱炭素化企業、脱炭素製品
- ✓ 教育資料の作成や参考データ・情報の収集
- ✓ 幅広い人材情報の蓄積と提供
- ✓ 地域の特性に関する情報収集・整理
- ✓ 地域の経済、産業や再生エネルギーの状況等の情報
- ✓ 地域の補助金・支援制度情報

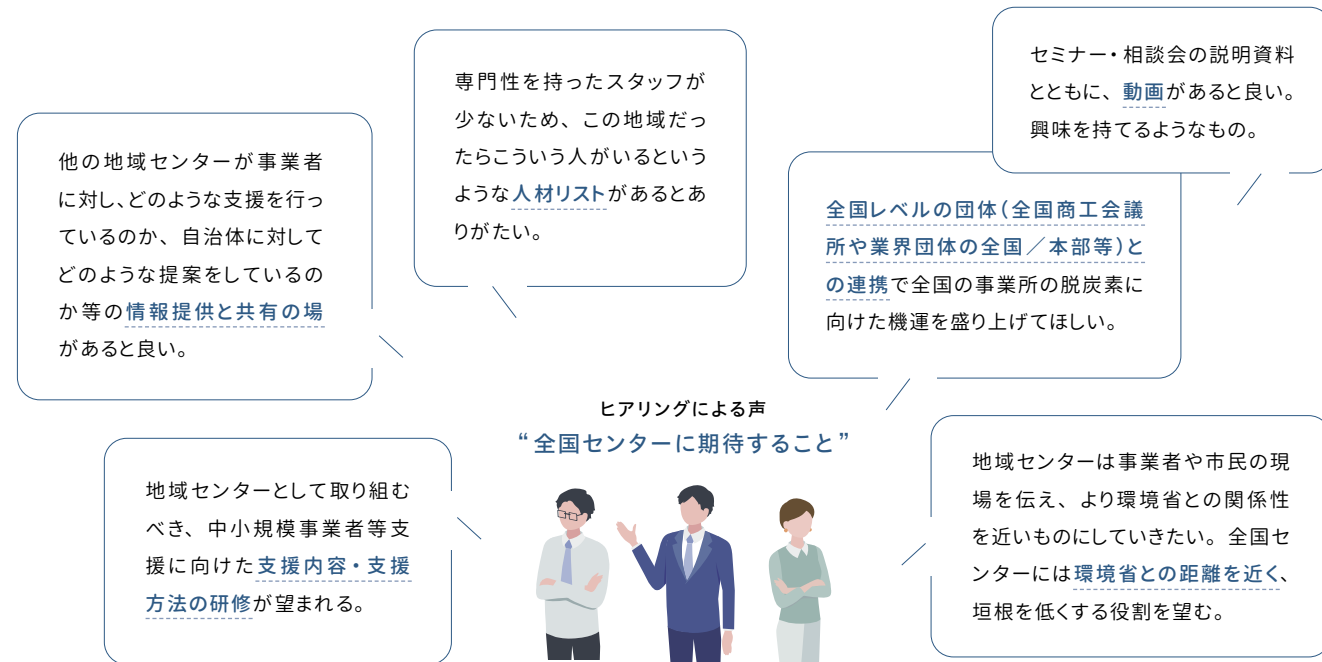
中小規模事業者向け脱炭素化支援の実施例

令和3年度に実施した「地域の中小規模事業者支援(脱炭素経営セミナー)」の概要を交えて、具体的に実装の筋道を示します。

実施標準案		令和3年度実施例
準備会合	関係主体で事業実施と役割分担を確認 ＜主体＞ 地域センター、県担当課、地方環境事務所、調整役 ＜内容＞ ・事業の目的と計画概要の共有、実施体制の確認 ・セミナー等の開催日程及び準備作業の概略スケジュールの調整 ・役割分担(開催案内の連絡先(リスト作成)、セミナープログラム構成案の作成、講師・相談対応者の紹介、会場手配等)の調整	オンライン会議(1時間) ＜参加＞ 地域センター、県環境部担当課、地方環境事務所、全国センター、三菱総研 ＜内容＞ ・事業の目的、企画内容案(地域センターの活動を踏まえた実施案) ・役割分担：企業団体等へ参加協力に関する説明 地域センター(中小企業同友会、商工会、EA21事務局、中小企業診断士、その他企業団体) 県(県内市町村、産業振興公社、商工会議所、金融機関、) 地方環境事務所(経済産業局、財務局、青年会議所) 【注意点】 ・企画内容(実施計画)について関係者で協議し決定する ・依頼先への連絡担当や開催内容(構成)、案内資料作成・発出等に関するスケジュールを十分に調整しておく ・各団体への参加協力を説明する分担は、これまでの繋がりを考慮して決める
	STEP.1 団体向けセミナー 地域脱炭素化促進のため、連携と行動に対する理解醸成、本取組への協力依頼のための準備会合 ＜対象＞ 基礎自治体や経済団体(産業振興公社、商工会議所、商工会、地方金融機関、エコアクション21事務局等) ＜規模＞ 20～30名程度 ＜内容(説明者)＞ ・地域脱炭素化の重要性、国の方針の説明(地方環境事務所/環境省) ・県による地域脱炭素化施策の紹介(県の環境部課) ・本取組の趣旨説明とSTEP.2・STEP.3への協力依頼(地域センター/全国センター)	オンライン会議(2時間) ＜参加＞ 44団体(71名) 県市町21、銀行・金融機関3、経済団体10、その他(専門家)9 ＜内容(説明者)＞ ・地域脱炭素と脱炭素経営の必要性、国の施策紹介(環境省 脱炭素ビジネス推進室/地方環境事務所) ・脱炭素経営のメリットと実践手法(三菱総研-脱炭素経営ハンドブック) ・県の脱炭素社会に向けた目標と施策(県環境部担当課) ・脱炭素経営セミナー・個別相談会への協力依頼(地域センター) 【注意点】 ・各団体に個別に事業説明と協力依頼が十分にできる場合は、「セミナー」形式の開催は必要ないかもしれないが、地域のネットワーク構築のために顔合わせの機会は重要 ・地域ネットワーク構築に配慮した開催方法が望ましい ・開催に当たっては、参加者の個人情報の扱いに注意が必要 ・各団体への案内・協力依頼が短期間にならないよう、準備や日頃の連携が重要
	STEP.2 事業者向けセミナー 脱炭素経営に対する中小規模事業者の理解醸成を目的としたセミナー ＜対象＞ 地域の中小規模事業者 ＜規模＞ 100名程度 ＜内容(説明者)＞ ・地域脱炭素化に係る国の方針(地方環境事務所/環境省) ・脱炭素経営による企業価値の向上の紹介(地方環境事務所/環境省/事業担当企業) ・再生エネの導入によるメリットや課題、手法等の紹介(地方環境事務所/環境省/事業担当企業) ・再生エネ導入・脱炭素経営事例紹介(2～3例) (優良事例事業者 ※可能な限り開催地域の事業者) ・自治体施策(補助制度の紹介を含む)の紹介(県の環境部) ・金融機関の脱炭素経営支援融資制度の紹介(地域金融機関)	会場会議(3時間) ※地理的条件から2会場で開催 ＜参加＞ 113団体(183名) 自治体関係14、銀行・リース6、経済団体5、企業・他88(2会場で重複あり) ※経済団体や自治体を通じた地域企業等への案内とこれまでに関係があった企業等に案内 ＜内容(説明者)＞ ・脱炭素経営とは？/国の施策(環境省 脱炭素ビジネス推進室/地方環境事務所) ・県の脱炭素化に向けた取組み(県担当課) ・脱炭素経営のメリットと実践手法(三菱総研-脱炭素経営ハンドブック) ・脱炭素経営の実践事例紹介(実施企業) ・金融機関の脱炭素経営支援制度、SDGs取組み支援制度(地方銀行) ・CO ₂ フリー電力の販売(地域新電力会社)/自家消費型太陽光発電システムの導入(PPA事業者) ・エコアクション21と省エネルギー相談(EA21事務局) ・個別相談会のご案内(地域センター) (ロビーで展示会を併催した例もあり：ポスターやサンプル展示で県内企業等9社を紹介) 【注意点】 ・参加者の関心を高めるために、脱炭素に取り組むことによるメリット感の訴求が重要 ・先進的な取組事例の紹介が、参加者にとって参考となる(アンケート結果では好評) ・経済団体等の協力で、団体の会報誌への掲載や会議でのチラシ配布など、様々な方法で周知していただける ・団体によって周知方法やチラシの必要部数、時期などが異なるので、調整が重要 ・セミナーの内容(情報提供)が広範囲になるので、参加者に応じたテーマの調整や取組事例中心のセミナーと分けて構成するなど工夫の余地がある ・補助金や融資制度の紹介は、事業者にとってメリット感があるので、セミナー参加への動機となる
STEP.3 個別相談会	中小規模事業者向け脱炭素経営や再生エネ導入に関する個別相談会 ＜対象＞ 地域の中小規模事業者 ＜規模＞ 10社程度 ＜内容(説明者)＞ ・各企業の相談内容に応じた助言・資料提供(自家消費用再生エネ設備の導入、PPA、新電力の再生エネメニュー利用、再生エネ導入と併せた電化、融資、設備導入補助金…) ※必要に応じて、参加希望事業者は関連資料を事前提出 ※相談対応者：自治体、再生エネ事業者、地域新電力、電力会社の法人営業担当、ESCO事業者、地域金融機関等	会場会議(4時間) ＜参加＞ 11社 ※セミナーでの案内と個別アプローチで参加を案内 ※事前に相談内容をヒアリングして、対応者(資料準備)と時間割を調整 ＜内容(対応者)＞ ・省エネ6社(設備会社、省エネシステム企業、推進員) ・再生エネ5社(太陽光発電設備会社、新電力会社) ・補助金・融資4社(地域センター、推進員、地方環境事務所、地方銀行) ・その他3社(地域センター、推進員、地方環境事務所、コンサル企業) ※調整者が同席し、相談内容に応じた専門家の調整と記録を行った。 【注意点】 ・「事業者向けセミナー」と別日程としたので、参加事業者の確保が難しかった ・中小規模事業者では、「脱炭素」について取り組んでいる事業所が少なく、「何を相談したらいいかわからない」との回答が多いので、初歩的な内容でも相談できる場の設定が有効かもしれない(例えば、事業者向けセミナーの後に講師に相談する場を設定するなど) ・相談希望事業者と相談対応の専門家とのマッチングのために、相談内容を地域センター職員が十分に理解する必要がある ・補助金等の最新情報を提供するためには、開催時期の設定も重要

全国センターによるフォロー体制

地域センターにおける事業者支援の推進にあたって、全国センターがフォローすべきことについて、ヒアリングの声をもとにまとめました。



全国センターに求められるもの

地域センター等が最新の情報を自ら共有・入手できる体制を構築。JCCCAホームページやポータルサイト「活動情報サービス」を通して情報連携及び提供を行い、迅速に的確に推進することが求められます。

✓ 情報提供

- 補助金等の情報
- 脱炭素支援に関する情報
- 企業ニーズ
- 先行事例
- 全国の情報

✓ 人材リスト

- ✓ 研修・勉強会
- ✓ マニュアルの提供
- ✓ その他
- ✓ 全国組織との連携構築

○ 情報共有サイト

▶ 全国センター「活動情報サービス」をご活用ください



<https://rccains.jccca.org/>

※現在は、自治体、地域センター、全国センター、環境省のみが使用できる限定公開となっております。
※令和4年度には脱炭素経営に関する情報等も追加し、さらに内容を拡充していく予定です。詳細はお問い合わせください。

地域の脱炭素に係る情報や活動について、自治体、地域センター、全国センター、環境省で共有するためのポータルサイトです。

<活動情報サービスでできること>

- ・ **地域センター**：活動実績情報の入力、ユーザー情報の更新、啓発資料等コンテンツの共有（アップロード、ダウンロード）
- ・ **閲覧者**：地域センター活動情報の検索、一部情報の閲覧・ダウンロード

第3章

地域センターによる事業者支援実践事例

- | | | |
|-------------|--|--------------------|
| 事例 1 | - 業界団体と連携した事業者支援の事例 | 山形県地球温暖化防止活動推進センター |
| 事例 2 | - 県の長年継続している委託業務の事業者支援の事例
- 県事業のターゲットに向けた事業者支援の事例 | 福岡県地球温暖化防止活動推進センター |
| 事例 3 | - 県の省エネ診断事業を引き継ぎ、省エネ取組への伴走支援
- 埼玉県が実施する無料の省エネ診断 | 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター |
| 事例 4 | - 事業者依頼の拡充事例
- 事業者が受けた補助金で地域センターが支援する仕組み | 大阪府地球温暖化防止活動推進センター |
| 事例 5 | - 母体と関係のある事業者との関係性を活かした支援 | 長野県地球温暖化防止活動推進センター |
| 事例 6 | - 母体の特性を活かした支援事例 | 新潟県地球温暖化防止活動推進センター |

業界団体と連携した事業者支援の事例

「環境マイスター制度」

- 実施年度 平成17年度～令和3年度
- 支援対象 山形県内の全ての事業者(自動車、家電、サッシ・ガラスの各組合加盟店舗等)

事業内容

「環境マイスター制度」とは



省エネ家電やエコカー等の販売員等に、地球温暖化やグリーン購入などの研修(環境マイスター養成研修)を受講していただき、確認テストに合格した者を環境マイスターとして認定する制度。環境マイスターは、店頭や営業先で、顧客に対して地球温暖化や省エネルギー等の適切な情報を提供し、省エネ家電やエコカー等の購入を推奨することで、地球温暖化防止や省エネルギーに貢献。

環境マイスターは、認定NPO法人環境市民、業界団体、山形県地球温暖化防止活動推進センターの3者認証で行っている。

【地域センターの役割】

- ・環境マイスターの養成研修の提供と認定及び活動の支援を実施
- ・認定時の新規養成研修(2日間)の実施
- ・活動支援として、毎年のフォローアップ研修の実施
- ・環境マイスターの活動の場の提供(イベントでのブース出展、キャンペーン開催、啓発資料作成及び情報の提供)

【実績】

- ・環境マイスター制度3部門の設立(自動車部門、家電部門、サッシ・ガラス部門)
- ・研修の実施(対象：一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部の会員、山形県電機商業組合の組合員、山形県サッシ・ガラス協同組合の組合員を対象に新規養成研修を実施のほか、環境マイスターフォローアップ研修を各部門毎年実施)
- ・各業界団体主催事業への協力(例：エコドライブオリエンテーリング、エコフォトコンテストなど)



新規養成研修



フォローアップ研修



エコドライブ教室



イベントでの啓発活動

【連携・協力】

自治体との連携

- ・環境マイスター養成研修は、山形県からの協力をいただき開催。(自治体からの予算はなし)
- ・新規養成研修及びフォローアップ研修で、山形県の施策説明等講義の実施。
- ・環境マイスターを地球温暖化防止活動推進員に委嘱。(平成19年～現在)
→山形県が各団体と「地球温暖化防止活動に関する協定」を結び、その一環として、地球温暖化防止活動推進員に委嘱。約1000人の推進員のうち、約900人は環境マイスター。推進員に委嘱されたことで、県民からの信頼度が向上。
- ・山形県の令和3年度～5年間の計画である「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」の検討等を行った会議に、一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部、山形県電機商業組合が委員として参加。(令和3年度)

支援対象を見つける方法

○自動車部門、家電部門

NPO法人環境市民と山形県からの声かけで、山形県センターに、自動車部門、家電部門の環境マイスター養成研修を実施したいとの依頼があり、各業界をまとめている一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部、山形県電機商業組合に声をかけて開催。センターと各団体の繋がりができ、その後の研修・連携が始まった。

○サッシ・ガラス部門

山形県サッシ・ガラス協同組合より、環境マイスター養成研修を実施したいとの要望があり、開催。別途、住宅分野での啓発活動は、すでに実施していたため、研修プログラムの構築など対応ができた。

【今後に向けて】

＜この活動を継続するためには＞

- ・各業界団体との繋がりを持つことが必要。
- ・地球温暖化対策として、車、家電、住宅は、重要な分野であり、各業界でも独自の取組を実施している。(地域センターと連携することで、業界団体だけではできないことへのメリットを感じてもらう)
- ・環境マイスターフォローアップ研修では、今後の活動に役立てていただけるよう地球温暖化などに関する最新情報を提供している。

事業者にとってのメリット

- ・最新の省エネ製品はコストが少し高いが、ランニングコストを考えた場合メリットがあることや地球温暖化防止対策に寄与することなども説明することで、消費者の購入意欲を高めることができる。
- ・山形県と協定を結び、協力した温暖化防止活動が実施できることで、県民からの信頼度が向上する。
- ・ドライバー向けのエコドライブ講習会や小学校での子どもエコドライブ教室など、社会貢献活動ができる。
- ・団体として、環境分野での表彰を受けた。
- ・フォローアップ研修により、最新の温暖化防止対策についての情報を知ることが出来る。
- ・県や市主催のイベント等に出展することで、広く県民に必要性を伝えることができる。

事業者にとっての改善点

- ・環境マイスターの認知度について、一定の県民には知られているが、全体での認知度はまだ低いと考えられる。
- ・環境マイスターは、日々の店舗等での情報提供が活動であるが、店舗以外の活動の場の提供が十分に行えていない。
- ・行政機関からの支援が少ないと感じている。(補助金など)

他センターで実施する場合の参考点

- ✓ 専門知識を持つ環境マイスター、地球温暖化防止活動推進員との連携
地域センター職員だけで啓発活動を実施することには、マンパワーの面で限界がある。しかしながら、業界団体と連携することで、専門知識を持つ方々との協力体制が構築できる。
- ✓ 活動の波及効果
環境マイスターの主な活動の場は、店舗でのお客さんへの情報提供であるため、毎日活動している。その波及効果は大きい。
- ✓ 業界団体との連携
各業界団体は全国的組織であるため、各県に支部、組合がある。そのため、県内で環境マイスター制度がなくとも、業界団体で事業の連携を図ることが可能。

県の長年継続している委託業務の事業者支援の事例

「福岡県省エネルギー相談事業」

- 実施年度 平成22年度～令和3年度(12年目)
- 予算 年間600万円程度
- 発注者 福岡県(公募型委託事業)
- 支援対象 福岡県内の全ての事業者(業種、規模を問わない)

事業内容

- ・省エネに関する電話相談等の窓口設置、省エネ相談の申込書受付
- ・省エネルギー相談を実施する専門家の派遣業務(年間70事業所)
- ・専門家が現地相談結果をとりまとめた回答書案の確認、校正
- ・事業者への回答書の交付(福岡県確認後)
- ・専門家への謝金支払
- ・福岡県主催省エネセミナー等での現地相談会
- ・前期回答書交付事業者に対するアンケート調査
- ・事業の広報活動、県内事業者団体への協力依頼

【回答書の構成】

- ・事業者情報(事業所名、業種、所在地、担当者、相談員、相談内容等)
 - ・各所有設備の現状分析、運用改善方法と効果、設備導入・更新と効果
 - ・総評
 - ・参考資料
 - ・添付資料
- ※申込事業者の相談内容に応じた回答書づくりを心掛ける。

<対象設備>
受変電設備・契約電力／空調設備／照明設備／給排水設備／ポンプ・ファン／コンプレッサー／ボイラー設備 等



【連携・協力】

自治体との連携

○福岡県との連携

- ・県が主催する事業者セミナーでの事業紹介の機会提供、チラシ配布
- ・省エネ・節電セミナーでの省エネ現地相談会の開催協力

専門家との連携

○専門機関、専門家との連携

- ・省エネルギーセンター九州支部との連携協力、情報交換
- ・エネルギー管理士等の有資格者への現地相談、回答書作成依頼

【今後に向けて】

(1)事業者団体との連携による事業周知

- ・中小企業連合会等との連携体制の構築
- ・団体組織の定例会、セミナー等での事業紹介
- ・事業案内チラシの配布協力

(2)省エネ相談技術や回答書の品質の向上

- ・脱炭素に向けた徹底した省エネのアドバイス
- ・省エネ以外の創エネ、畜エネの提案

(3)事業者の省エネ促進

- ・福岡県の特別融資制度、各種補助金制度の周知
- ・中小規模事業者向け省エネ対策の手引書の作成(省エネ技術、対策の進め方、効果事例、各種事業・制度の紹介)

- 他センターで実施する場合の参考点
 - ✓ 省エネ専門家の確保(省エネ専門の社団法人やNPO法人との連携)
 - ✓ 省エネ相談窓口担当の省エネ技術の基礎知識の習得
 - ✓ 事業者への対応、報告は公平・中立的な視点が重要

県事業のターゲットに向けた事業者支援の事例

「ふくおかエコ事業所応援ブックの作成・配布」

- 実施年度 令和3年度
- 予算 年間120万円程度
- 発注者 環境省補助事業(地域における地球温暖化防止活動促進事業)
- 支援対象 エコ事業所約2400社、県内商工会議所等30ヵ所、他県内事業所約300社

事業内容

平成16年～令和2年：福岡県環境家計簿(エコ事業所版)を作成、適宜、情報の更新、マイナーチェンジ
令和3年：地域センターに事業者向け広報・啓発活動が追加されることを受け、啓発ツールの一つとしてエコ事業所版環境家計簿をリニューアル
・エコ事業所は環境への取組を宣言し、取組結果を報告している、環境への意識が比較的高い事業者である。こうした事業者に対して最新情報の啓発冊子を提供することはより高い啓発効果が期待できるものと考え、本事業を企画した。

【ふくおかエコ事業所応援bookの構成】

- 実践編：福岡県エコ事業所応援事業／事業所の省エネ対策／中小企業向けの環境マネジメントシステム(EA21)
- 知識編：気候変動の現状と国内外の動向／脱炭素経営の考え方／事業者のSDGsの取組／従業員の環境教育のためのサイト活用／関連法令・条例と問合せ先／参考文献一覧



【連携・協力】

自治体との連携

○福岡県との連携

- ・ふくおかエコ事業所応援bookの監修
- ・エコ事業所、県内商工会議所等への配布先リスト、送付案内同封

○市町村との連携

- ・地球温暖化対策協議会の資料配布(久留米市)

専門家との連携

○専門機関、専門家との連携

- ・EA21審査員からの認証登録事業者への紹介
- ・福岡県地球温暖化防止活動推進員への配布

【今後に向けて】

(1)応援book掲載情報の更新(予定)

- ・気候変動に関わる最新情報(第6次IPCCレポート)
- ・第2次福岡県地球温暖化対策実行計画
- ・中小規模事業者向け脱炭素経営に関わる情報等

(2)県内事業者への周知拡大

- ・県内事業者セミナーでの配布、説明機会の確保(県、自治体の協力)
- ・ふくおか環境マイスターによる企業研修講座の活用
- ・センターが関わる地域協議会構成メンバーへの配布
- ・EA21審査員、EA21認証登録事業者への配布

※今後、応援ブックの内容を適宜更新し、多くの事業者に周知していく必要がある。作成して終わりではなく、これからが事業者啓発のスタートとしたい。

- 他センターで実施する場合の参考点
 - ✓ 自治体、事業者団体(商工会等)との連携は不可欠
 - ✓ 事業者のニーズを把握した上での情報発信
 - ✓ 事業者コンサル等ができる専門家の確保、協力体制

事例3 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター

県の省エネ診断事業を引き継ぎ、省エネ取組への伴走支援

「経済産業省 地域プラットフォーム事業」

- 実施年度 平成29年度～
- 予算 年間800万円(令和3年度)
- 発注者 環境共創イニシアチブ(補助元)
- 支援対象 埼玉県内または茨城県内中小規模事業者

事業内容

概要：経済産業省の補助事業を受けて、地域の中小事業等に対して、省エネルギー取組についてきめ細かな伴走支援を行っている。エネルギー管理士や中小企業診断士などの専門家を、依頼先の要望や実情に合わせて派遣している。プラットフォームを構成するにあたり、商工会議所や商工会連合会、中央会等経済団体との連携を図り、運用を進めている。

当団体の役割：省エネ支援の調整・専門家派遣のコーディネート、セミナーの開催、専門家・中小規模事業者へ情報提供、商工団体等との会議運営、専門家の登録や謝金の支払い等の事務作業

【連携・協力】

自治体との連携

埼玉県はプラットフォームの構成員として会議への出席や、県省エネナビゲーター事業との相互連携、セミナーの後援名義と周知、及び事例発表等の支援。

支援対象を見つける方法

埼玉県省エネナビゲーター事業で省エネ診断を受診した中小規模事業者への呼びかけや、セミナー参加者への呼びかけ、専門家による個別の勧誘等からつながる。

【今後に向けて】

格安で省エネ診断・省エネ支援を受けることができ、省エネ診断を受診すると国の設備補助の加算材料になるものもあるメリットがある。
国の補助事業のため単年度であり事業期間が短い。事業を継続するためには、補助事業を単年度ではなく経年で続けることが効果的だと思う。

他センターで実施する場合の参考点



- ✓ 省エネ技術に熟知した専門家が必要なため、省エネ等の経験や資格を有した専門家の協力を得ることが重要である。
- ✓ 支援先を見つけるには、需要のある事業者を開拓する営業力も必要である。経験上、地元の専門家の人脈が非常に効果的であり、支援先につながるが多い。
- ✓ 事業者との信頼関係がポイントなので、専門家、特に事務局はコミュニケーション力や事務作業スキル、ある程度の省エネ知識が求められる。

埼玉県が実施する無料の省エネ診断

「埼玉県省エネナビゲーター事業」

- 実施年度 平成23年度～
- 予算 年間99万円(令和3年度)
- 発注者 埼玉県(委託者)
- 支援対象 埼玉県内中小規模事業者

事業内容

概要：埼玉県が省エネ等の専門知識を有する「省エネナビゲーター」を中小規模事業者へ派遣し、無料で省エネ診断を行っている。省エネ診断の結果は、既存設備の運用改善や新規設備導入による費用対効果の予測、CO₂削減量の予測など、具体的な省エネ・省CO₂対策について「省エネ診断レポート」として取りまとめ、県の方から受診者へ送付する。

当団体の役割：省エネ診断の調整とコーディネート、省エネ診断レポートの一次チェック、省エネナビゲーター向け研修会の開催、診断後の効果把握アンケートの実施、診断後フォローアップの実施

※省エネナビゲーターとは、県に登録された省エネ等の知識を有する者。

【連携・協力】

自治体との連携

埼玉県は、当団体に対して事務局補助の役割として委託を行っている。ナビゲーター受診事業者をプラットフォーム事業につなげている。

支援対象を見つける方法

省エネ診断については、埼玉県CO₂排出削減設備導入事業(中小規模事業者向けの設備投資補助金)の要件になっているため、補助金希望事業者からの申し込みが多い。

【今後に向けて】

無料で省エネ診断を受診することができ、診断が県の設備補助の要件にもなるメリットがある。
事前のエネルギー量や使用状況の提出が負担感が大きい
ため、事業を継続するためには、受診者の省エネ効果が見える化し、省エネ診断にメリットがあることを周知することが必要。

事例4 大阪府地球温暖化防止活動推進センター

事業者依頼の拡充事例

「c-LCA 評価事業」

- 発注者 非鉄金属製造業事業者
- 支援対象 工場

事業内容

概要：工場に対するc-LCA手法を活用したCO₂排出削減効果の評価を実施。
ある種の仮設工事用資材について、通常はワンウェイで使用されたのち、原料にリサイクルされる以外は廃棄されているものを、依頼を受けた事業者は、リユース(洗浄・殺菌・再生)してレンタルする事業を行っている。
このリユースシステムについて、製造から廃棄に至るライフサイクルでのCO₂削減効果についての評価を求められたため、通常の資材のリサイクルの場合と比べどのくらいCO₂排出量に差があるかをc-LCA手法を用いて計算し、リユース資材のCO₂排出削減効果を定量的に示した。

※c-LCAとは、原料の採掘から製造・利用・廃棄までのライフサイクルで排出されるCO₂排出量を定量化し、化学製品の利用で削減されるCO₂量を評価する手法。
(c-LCA手法とは、原料の採掘から製造・利用・廃棄までの化学製品のライフサイクルの各過程で排出されるCO₂の排出量を定量化し、化学製品の利用で削減されるCO₂量を論理的・実証的に評価する手法の一つ。)

【連携・協力】

支援対象を見つける方法

この事業者とは、以前に環境省のCO₂削減ポテンシャル診断を受注したつながりがあったため、依頼を受けたものである。

【今後に向けて】

サプライチェーンを通じたCO₂の削減が求められている中で、今後このような要望は増えていくものと考えられ、事業者にとって大きな営業ツールになるものと考えられる。
当センターにとって初めての試みであったが、この実績をホームページ等でアピールすることにより、他の事業者にも波及することを期待している。

事業者が受けた補助金で地域センターが支援する仕組み

「CO₂削減ポテンシャル診断事業」

- 発注者 各事業者
- 支援対象 工場・事業場

事業内容

概要：工場・事業場に対する省エネ診断を実施。
主に大阪府内、その他近隣府県に所在する工場・事業場に対して、CO₂削減ポテンシャル診断事業(環境省補助事業、令和2年度に終了)を活用した省エネ診断を実施してきた。診断においては、ウォークスルー調査、電力等のエネルギー測定、計測データや設備関係資料の解析を行い、現状のエネルギー消費特性や受診事業者の意向をふまえて省エネ対策(設備更新、運用改善、燃料転換、太陽光発電の導入、電気の切り替え等)を提案した。診断結果は報告書としてとりまとめ、報告会において補助制度等の情報提供とあわせて受診事業者に報告した。

【連携・協力】

自治体との連携

補助事業申請期間前又は中に、大阪府の協力を受けて、業界団体等に補助事業の紹介や受診を促す機会を得て、診断実施に繋がった。また、過去に受診した事業者からの口コミをきっかけに診断の依頼を受けることもあった。

【今後に向けて】

CO₂削減ポテンシャル診断事業においては、診断を受けると国の設備導入の補助金を受けられる権利が得られるとともに、診断を受けて省エネ対策を行うと光熱費の削減になり、事業者のメリットは大きい。
CO₂削減ポテンシャル診断事業からSHIFT事業に変わって、診断の自己負担が5割になるとともに、診断を受けなくても設備導入の補助金が見られるようになったため、診断数が大幅に減っている。中小企業においてはCO₂削減余地はまだ大きいことから、省エネ診断を促すための工夫が必要である。

他センターで実施する場合の参考点

- ✓ 「c-LCA 評価事業」実施の場合、c-LCA手法の周知とノウハウの習得が必要と考える。
- ✓ 「CO₂削減ポテンシャル診断事業」実施にあたっては、予め環境省に診断機関として登録申請が必要で、診断責任者としてエネルギー管理士等の資格取得者を置くことが必須となる。また、省エネ診断や設備管理等の実務経験がある専門家と連携することにより、診断や対策提案の質が向上し、受診事業者からの信頼性も高まる。

事例5

長野県地球温暖化防止活動推進センター

母体と関係のある事業者との関係性を活かした支援

「信州省エネパトロール隊活動支援事業」

- 実施年度

平成17年度～29年度

→ 発注者

自主事業
- 予算

317千円(平成29年度)(うち県費補助1/2)

→ 支援対象

県内の事業者

事業内容

エネルギー管理士、電気主任技術者、ガス主任技術者、ボイラー技士、建築設備士など専門家を企業から無償で派遣してもらい「信州省エネパトロール隊」を構成。中小製造業、商業施設、公共施設等を対象に省エネ診断の募集を行い、申し込みのあった事業所に省エネパトロール隊が訪問し、電力や燃料の使用量を調査して省エネ診断を行い、その結果を基にエネルギー削減等のアドバイスを行う。

【地域センターの役割】

- ・県と当センターが共同で実施し、当センターが事務局
- ・パトロール隊員の登録及び派遣に関する調整、交通費の支給
- ・省エネ診断を受診する事業所の募集、省エネ講習会の実施 等



【連携・協力】

自治体との連携

この事業は、平成12年、セイコーエプソン(株)が自社の省エネのノウハウを地域の他企業にも広めようと(社)長野県環境保全協会諏訪支部、(社)長野県経営者協会諏訪支部と連携し「諏訪地域省エネパトロール隊」を結成し、省エネルギー診断を行ったのが始まり。その後、諏訪地域から長野県全域を対象としてほしいとの長野県の要請を受け、平成17年度「信州省エネパトロール隊」と改組し、長野県と(社)長野県環境保全協会(当センターの母体団体)が共同で運営することとなった。

支援対象を見つける方法

県と連名で、省エネパトロール隊による省エネ診断受診事業所募集のチラシを作成し広報を行った。その結果、平成17年度以降、製造業、医療機関、旅館業、行政機関、サービス業等、延べ404件の診断を行った。

他センターで実施する場合の参考点

- ✓ 県が委嘱した「信州省エネスペシャリスト」による中小規模事業者省エネ診断事業」に移行しており、今後同様の事業に対する要望はある。

【今後に向けて】

- ・パトロール隊の派遣事業者は無償であるが、相互に診断やアドバイスのノウハウを共有できる。
- ・診断受診企業は、無償で省エネ診断を受けられるメリットがある。
- ・県内の地域ごとに分隊を設置する必要があると、県内各地の企業に隊員の派遣を依頼した。発足当時は受診申込が多かったが、その後減少。

事例6

新潟県地球温暖化防止活動推進センター

母体の特性を活かした支援事例

「リサイクルアドバイザー設置業務」

- 実施年度

平成16年度～

→ 発注者

新潟県
- 予算

5,838千円(令和3年度)

→ 支援対象

新潟県内に事務所・事業所を有する産業廃棄物排出・処理業者等

事業内容

- 1 産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル対策に係るアドバイス
 - (1)リサイクル等対策に係る相談等への情報提供、アドバイス
 - ・リサイクル等関連情報(リサイクル技術、リサイクル工程等)の提供
 - ・法的、技術的問題点の整理
 - ・専門家(人材)、専門機関、関連図書(文献)等の紹介
 - (2)廃棄物処理法に基づく多量排出事業者による減量化計画策定へのアドバイス
- 2 リサイクル等に関する情報収集・発信、広報
 - (1)県内事業者の産業廃棄物のリサイクル等に関する取組等の情報収集
 - (2)リサイクル等に係る有用な情報の発信



【連携・協力】

自治体との連携

- 新潟県との連携
 - ・県内廃棄物の排出実態などを踏まえて、県と情報収集テーマを決定
 - ・テーマに係る関係団体等と協議の上、事業者ヒアリングを実施

【今後に向けて】

- ・県内事業者のリサイクルに関する動向・要望などを収集・整理することにより、県施策に反映することで事業者にもメリットになる。
- ・県内事業者に対する本業務の周知による利用拡大が必要である。

他センターで実施する場合の参考点

- ✓ 廃棄物処理法などの関連法令を熟知している「リサイクルアドバイザー」を配置することが必要となるので、連携体制を構築。

次年度事業計画：母体と関係のある事業者との関係性を活かした支援 「脱炭素経営支援セミナー」

事業概要	実施年度：令和4年度 予算：未定 発注者：自主事業 支援対象：県内の事業者
事業内容	事業者を対象に、脱炭素経営の必要性や世界標準として今後求められるサプライチェーン(スコープ3)を含めた温室効果ガスの算定方法などについて解説するとともに、脱炭素経営に向けた補助金や支援策などの情報を提供し、事業者の脱炭素経営を支援する。 【地域センターの役割】 当センター及び当センターの母体団体が当該セミナーを主催する。
連携・協力	【自治体との連携】 当セミナーについて、県の施策(温暖化対策条例に基づく温室効果ガスの算定方法や脱炭素に向けた県の支援策)の説明を依頼するとともに、後援を依頼予定。 【支援対象を見つける方法】 令和3年度、当センターの母体団体が企業会員向けに同様のセミナー実施したところ、一定数の参加事業者を確保できた。このため、周知範囲を広げ事業者の関係団体等(経営者協会、産業環境保全協会等)へ周知を図る。
今後に向けて	・企業として求められる脱炭素経営の動向や具体的なCO ₂ 算定の方法について知ることができる。 ・実際にCO ₂ 算定を行うには、社内体制の整備や補助金の活用等が必要となる。 ・社内体制や省エネ手法等個別具体的なコンサルタント、補助金活用や申請に係る助言が必要。



中小規模事業者に関する団体リスト

▶ 日本商工会議所

<https://www.jcci.or.jp/>

- 商工会議所(都道府県連)名簿
<https://www5.cin.or.jp/ccilist>

▶ 全国商工会連合会

<https://www.shokokai.or.jp/>

▶ 経済産業省

<https://www.meti.go.jp/>

- 経済産業省 各経済産業局へのリンク
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/kakukeizaikyoku.html

▶ 中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

▶ 全国中小企業団体中央会

<https://www.chuokai.or.jp/>

▶ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)

<https://www.smrj.go.jp/>

▶ 東京中小企業投資育成株式会社

<https://www.sbic.co.jp/>

▶ 公益社団法人日本青年会議所

<https://www.jaycee.or.jp/>

▶ 一般社団法人全国銀行協会

<https://www.zenginkyo.or.jp/>

▶ 一般社団法人全国地方銀行協会

<https://www.chiginkyo.or.jp/>

地域地球温暖化防止活動推進センターによる

地域脱炭素化のための 中小規模事業者支援 参考事例集

発 行 2022年3月

製 作 全国地球温暖化防止活動推進センター
(一般社団法人地球温暖化防止全国ネット)

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-9-12 九段ニッカナビル7階

TEL : 03-6273-7785

FAX : 03-3263-1010

URL : <https://www.jccca.org/>

※本冊子は環境省事業「令和3年度全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等委託業務」の一環で作成しました



全国地球温暖化防止活動推進センター

<https://www.jccca.org/>